



監事監査報告書

令和8年6月9日

学校法人札幌大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人札幌大学

監事 志田篤俊 
監事 井上奈穂子 

私たち監事は、私立学校法第52条第1項1号及び学校法人札幌大学寄附行為第29条第1項1号の規定に基づき、学校法人札幌大学の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）における業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行いましたので、その結果について次のとおり報告します。

1. 監査の概要

監査は、令和7年度学校法人札幌大学監事監査計画に基づき実施しました。

業務については、法人の業務執行が経営方針に沿って法令、寄附行為等に準拠し適正に執行されているか、教学業務として教育研究活動が経営方針に沿って、法令、学則等に準拠して適正に執行されているかを監査し、特に、中期計画の計画推進への取組状況のほか、本法人関係団体に関する事項、自己点検評価の実施状況、業務執行理事等による理事会への職務執行報告に関する事項について監査を行いました。

財産の状況については、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、予算統制制度に基づき適正に執行されているかを監査しました。

また、理事の職務の執行状況については、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反することなく適正に業務が行われているかを監査しました。

2. 監査の方法

監査は、以下の方法で実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会、常勤理事会など重要な意思決定を行う会議への出席のほか、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や各種会議の議事録、重要書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制、すなわち内部統制システムについて、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の執行に関する事項」（私立学校法施行規則37条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討しました。

3. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ①事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人監査法人ライトハウスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上